

廃プラスチックの再資源化等に関する調査結果について

1 廃プラスチックの再資源化等に係る調査結果報告（重要点抜粋）

(1) 区民アンケート調査結果（本編P22）

容器包装プラスチック分別収集の導入について、多額の費用（税金）負担が生じる旨を説明したうえで賛否を問うたところ、44.6%が「実施すべき」と回答し、「実施すべきでない」とする意見は18.6%であった。

➔ **区民の意識は高い**

(2) 見込回収量・家庭ごみ量への影響（本編P46~49）

収集対象別のプラスチック見込回収量と分別収集導入によるごみ量・資源化率への影響は下表のとおりただし、収集したプラスチックのうち約2割は不純物等となり、資源化対象とはならない。

	現状 (令和2年度実績)	容器包装プラスチック 分別収集	全プラスチック分別収集 (容器包装+製品プラ)
廃プラスチック収集量	36 t	1,963 t	2,650 t
ごみ量合計 (可燃+不燃+粗大ごみ)	55,510 t	53,583 t (▲3.5%)	52,895 t (▲4.7%)
資源化率	19.3%	22.1% (+2.8ポイント)	23.1% (+3.8ポイント)

※見込回収量は家庭ごみ排出実態調査の結果に基づき算出 ※括弧内はR2実績と比較した値

(3) 温室効果ガスの削減効果【毎年度】（本編P49~54）

分別収集したプラスチックの再商品化手法が、仮に「材料リサイクルとケミカルリサイクルの併用」の場合、

●容器包装プラのみ分別収集：2,111 t-CO₂ ➔ 区全体として0.19%削減、廃棄物分野として5.4%削減

●全プラ（容器包装+製品プラ）：2,854 t-CO₂ ➔ 区全体として0.26%削減、廃棄物分野として7.3%削減

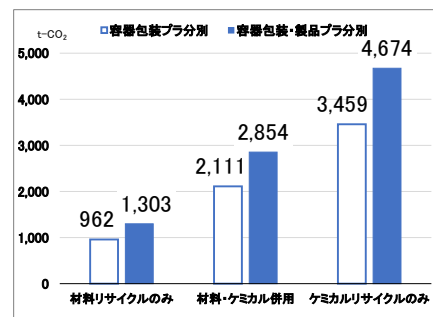
【補足】

分別収集を行った場合の削減効果は再商品化手法（リサイクル手法）によって異なる。また、容器包装リサイクル法の指定法人（公益財団法人日本容器包装リサイクル協会）に再商品化を委託する場合、再商品化事業者は入札により決定されるため、**市区町村は再商品化手法を選択することができない**。このため、「材料リサイクルのみ」「材料・ケミカル併用」「ケミカルリサイクルのみ」の3ケースの再商品化手法に分けて推定した（右図）。

※「材料リサイクル」とは、プラスチックをプラスチックのまま原料にして新しい製品を作る手法のこと

※「ケミカルリサイクル」とは、プラスチックに圧力や熱を加えて、元の石油や基礎化学原料に戻して再利用する手法のこと

※墨田区のCO₂排出量は年間110万t、うち廃棄物分野は3.9万t（3.5%）



(4) 分別収集導入における予定経費【毎年度】（本編P55~56）

●容器包装プラのみ：約3.6億円

収集対象	部門	数量	単価	単位	コスト増分 (千円)
容器包装 プラスチック	収集運搬	4台増 (2台増)	3,000	万円/台	120,000 (60,000)
	選別・保管	1,963t	12	万円/t	235,570
	再商品化(小規模事業者分)	1,570t	529	円/t	831
	合計				356,401 (296,401)

●全プラ（容器包装+製品プラ）：約5.0億円

収集対象	部門	数量	単価	単位	コスト増分 (千円)
全プラ チック	収集運搬	5台増 (3台増)	3,000	万円/台	150,000 (90,000)
	選別・保管	2,650t	12	万円/t	318,000
	再商品化(小規模事業者分)	1,570t	529	円/t	831
	再商品化(製品プラ)	550t	52,936	円/t	29,110
	合計				497,941 (437,941)

※ 表の括弧の値は収集運搬において燃やすごみの想定減車台数を加味した値。ただし、不確定要素があり実際には表の数値ほどの減車（削減経費）は見込めないと予想される。

※ 上記経費には、事前準備経費（住民説明会開催経費、周知・啓発経費）は含まない。

2 廃プラスチックの分別収集導入に係る実施方針・課題等

(1) 実施方針

現状、プラスチックごみは燃やすごみとして収集し、サーマルリサイクル（熱回収）を行っているが、令和4年4月施行のプラスチック資源循環促進法では、容器包装プラスチックだけでなく、製品プラスチックも含めた分別収集が市区町村の努力義務となる。

今後、脱炭素社会のまちづくりを目指す本区として、以下の実施方針に基づき、プラスチックの分別収集を実施する方向で、より具体的な検討を進めていく。

《実施方針》

- ①容器包装プラスチックだけでなく、製品プラスチックも含めた全プラスチックを対象とする。
- ②プラスチックの日（仮称）を新しく設定し、週1回収集する。
- ③テスト地区実施や一部地域先行実施等を行い、分別収集地区を順次拡大していく。

(2) 課題・検討を要する事項

- ① 廃プラスチックの分別収集を導入した場合、CO₂排出量の削減に一定の効果があるが、毎年度多額の財政支出を伴うため、導入には継続的・安定的な事業実施について考慮する必要がある。
- ② 容器包装リサイクル法の指定法人に引き渡すプラスチックについては、一定の品質が必要であるため、分別・適正排出について今まで以上に区民に理解と協力を求めることになる。
また、プラスチックごみの排出方法が変更になるため、住民説明会等を開催し、分別方法について区民に丁寧に説明していく必要がある。
- ③ 指定法人ルートでのプラスチック一括回収は制度施行前であり、また、製品プラスチックを独自ルートで回収している区は2区（千代田区、港区）に留まり、導入にあたり参考事例が少ない。
- ④ 分別収集導入の正式決定から本格実施（一部地域先行実施を含む）までには、概ね1年半程度の準備期間を要する。
※ 実施にあたっては、分別収集計画（法定計画）を改定したうえで、容器包装リサイクル法の指定法人への申込みが必要となる。
- ⑤ 収集したプラスチックの選別・保管を担う中間処理事業者が限られているなか、効率的な収集運搬を実施するため、可能な限り近隣の事業者を確保する必要がある。

(3) 今後の対応

- ① 廃棄物減量等推進審議会をはじめ、区民、事業者、有識者から意見を聴取して、廃プラスチックの分別収集を導入した場合に解決すべき具体的な課題を抽出し検討する。
- ② 令和4年度以降に先行して分別収集を実施する他区の事例も調査・分析し、墨田区の導入時に生かす。
- ③ 清掃事務所のワーキンググループで、清掃事務所の体制整備や住民説明会に向けた対応等、分別収集実施に備え準備を進めていく。
- ④ 本格導入にあたっては、テスト実施及び先行実施を通じて、その都度、課題を洗い出し改善していく。